平成２３年（フ）第２４号
鹿児島県鹿児島市吉野町2262番地　さくらハイム203号
債務者　徳留　留美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２９号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町10番５―406号
債務者　小玉　光一
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３８号
鹿児島県鹿児島市吉野町3216番地135
債務者　新福雄太郎
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５１号
鹿児島県鹿児島市和田町1041番地64　川野アパート102号
債務者　蛯原　哲二
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５３号
鹿児島県指宿市東方10814―４、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市照国町２番24号
債務者　秋元昌一郎
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１０号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋春日10番４、住民票上の住所鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋1114番地53
債務者　請島トミヱ（旧姓仲田）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第９５号
鹿児島県指宿市大牟礼２丁目20番15号
債務者　西村　良司
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第４４号
沖縄県那覇市首里大名町３丁目35番地　大名市営住宅16―403
債務者　眞榮城英子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４７号
沖縄県那覇市壺川１丁目14番地５　壺川東改良市営住宅Ｂ１―402
債務者　立島　恵理
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１８７９号
京都市右京区太秦森ケ東町39番地　百寿コーポラス303号
債務者　藤原　　晃
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０４号
京都市伏見区桃山町金井戸島13番地16
債務者　宝や烏丸錦店こと　矢内　高志
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２４６号
京都市右京区太秦京ノ道町14　常磐マンション201、住民票上の住所京都市右京区梅津前田町66番地１　シャトウ嵐望Ⅱ４階405号
債務者　川原　　健
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
京都市右京区西京極南衣手町57番地　ハイツシャンピニオン302号
債務者　下茶　義伸
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９号
京都市西京区大枝西長町９番地６　グレースヒル大枝201号
債務者　松本　健作
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
京都市右京区西院月双町７番地　パティオ篠116
債務者　山名　　弘
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５７号
京都市右京区梅津林口町５番地39
債務者　吉岡喜代美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９６号
京都府八幡市八幡小松17番地の８
債務者　高田加代美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係